

山口県報

平成26年
4月4日
(金曜日)

目次

○公告

県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………

下関北都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

下関北都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

下関北都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

下関北都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………

山口都市計画公園事業の施行(都市計画課)……………

建築士の免許の取消し(建築指導課)……………

○公安委告示

技能検定員審査の実施……………

教習指導員審査の実施……………



(一〇三) 県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業変更計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業の事業計画を変更したので、同
条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供し
ます。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年四月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一〇四) 下関北都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十条第一項の規定による下関
北都市計画特定用途制限地域の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの
送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり
縦覧に供します。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画特定用途制限地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一〇五) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第
一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一〇六) 下関北都市計画用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一〇七) 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一〇八) 下関北都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一〇九) 下関北都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一一〇) 山口都市計画公園事業の施行

山口都市計画公園事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十六年中国地方整備局告示第四十八号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画公園事業五・五・一 亀山公園
- 二 施行者の名称
山口県
- 三 事務所の所在地
山口市滝町一番一号
- 四 事業地の所在
山口市春日町地内

(一一一) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百三号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十六年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
泉原 満	二級建築士	第一七六六号	平成二六、三、二八	死亡



山口県公安委員会告示第十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十六年四月四日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)

- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十六年五月十二日(月曜日)及び同月十三日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することが出来る運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万三千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査細目	減ずる額
一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千円
三	教則の内容となっている事項	二千円

四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百五十円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に一千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減するものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二一九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十六年五月十三日（火曜日）及び同月十四日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十六年四月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三 教則の内容となつてゐる事項	千八百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千八百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千九百五十円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二一九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円

- 及び技能検定員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十六年五月十五日(木曜日)及び同月十六日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
- 平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
- 一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

四 自動車教習所に関する法令についての知識	二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円
備考	
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	
一 審査の種類	
技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)	
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成二十六年五月十六日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先	
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二) 規則第十七条第一項第一号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示	

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万八千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百元

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十六年四月四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十六年五月十九日(月曜日)及び同月二十日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万五千元(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千元から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百五十円

三	学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十六年五月二十日(火曜日)及び同月二十一日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

- 六 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。()
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することが出来る運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考	
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 審査の種類 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自一)及び教習指導員審査(牽引)		
二 審査の日時及び場所		
(一) 日時 平成二十六年五月二十二日(木曜日)及び同月二十三日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで		
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター		
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで		
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課		
五 提出書類		
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)		
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面		
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)		
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。		
七 審査手数料 九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。		
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能		千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能		千五百円

三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	
一 審査の種類 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)	
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成二十六年五月二十三日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮	

六 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。
 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三三―二九〇〇)にすること。

平成二十六年四月四日発行

発行所

山口県知事